Pickup!　12月定例会

注目の事業を紹介します

12月定例会では15億6，077万1，000円の一般会計第7次補正予算が提案されました。事業費の調整、職員の新陳代謝に係る人件費の調整、新型コロナウイルス感染症対策に対する事業を中心に編成されています。

また、その他にも議案が提出されています。今回はその中から注目の事業をピックアップして紹介します。

補正予算の詳細はこちらをCheck !!
（財政課 HP）

新型コロナウイルスワクチン接種事業　事業費　1億7,699万円

令和4年度から乳幼児をはじめとした新型コロナワクチンの接種対象が拡大したこと及び接種期間を令和5年3月31日まで延長したことに伴う追加経費です。

ゼロ市債の取組　債務負担行為　合計 5,500万円

本年度中に入札・契約を行い、早期の工事着工を可能とするもので、「道路維持管理事業」等に債務負担行為を計上し、公共工事の早期着手、施工時期の平準化を図るものです。

ゼロ市債とは

新年度予算で行う工事に、債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより、新年度当初の施工を可能にするものです。

負担行為を設定する年度には前払金等はなく（ゼロ）、翌年度以降の支出となることから、「ゼロ市債」といわれています。

ふるさと津山サポート基金積立金　事業費　9,361万円

ふるさと納税寄附金の増加見込みに伴うもので、基金に積み立てし、令和5年度主要事業等の財源として活用させていただくものです。

12月定例会での質問

質　問

- **令和4年度予算における寄附金額の内訳内容について**
- **寄附者ニーズの把握の分析結果の内容について**

答　弁

第7次補正予算までの歳入の寄附金の予算総額は3億9,893万2,000円で内訳としては個人のふるさと納税が3億7，735万1，000円。企業版ふるさと納税が2，000万円。その他の寄附金が158万1，000円となっている。ビッグデータ分析ツールを活用し、ふるさと納税の言葉と一緒に検索されている言葉を調査し、地元企業への働きかけを行い、11月からトイレットペーパーを新たに返礼品として登録することができ、すでに多くの寄附をいただいた。

賛否一覧　議員は何をどう判断した？

※ ○：賛成　×：反対
※ 賛否状況は電子表決システムの記録に基づいて作成しています
※ 津本辰己議員は議長のため、採決には加わりません
※ その他の議案等は全員一致で認定、可決、承認、同意となりました

議案番号	議案名＼議員名	秋久憲司	安東伸昭	岡田康弘	岡安謙典	勝浦正樹	金田稔久	河村美典	河本英敏	高橋寿治	田口浩二	竹内邦彦	竹内靖人	中島完一	中村聖二郎	西野修平	原行則	広谷桂子	政岡哲弘	政岡大介	松本義隆	美見みち子	三浦ひらく	村上祐二	村田隆男	森岡和雄	吉田耕造	審議結果 賛成：反対	審議結果 議決結果
議案第33号	令和3年度津山市一般会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	24：2	認定
議案第36号	令和3年度津山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	24：2	認定
議案第39号	令和3年度津山市介護保険特別会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	24：2	認定
議案第40号	令和3年度津山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	23：3	認定
議案第49号	令和3年度津山市水道事業会計決算及び未処分利益剰余金の処分について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	24：2	認定
議案第62号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	24：2	可決
議案第63号	津山市職員の高齢者部分休業に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25：1	可決

採決の様子はこちらの
12月定例会録画ページ
からご覧になれます

議案一覧はこちら

私はこう考えます

採決を行う前に議案に対する賛成反対の意見を述べる討論が行われました。

議案第62号に対する反対討論　美見みち子議員
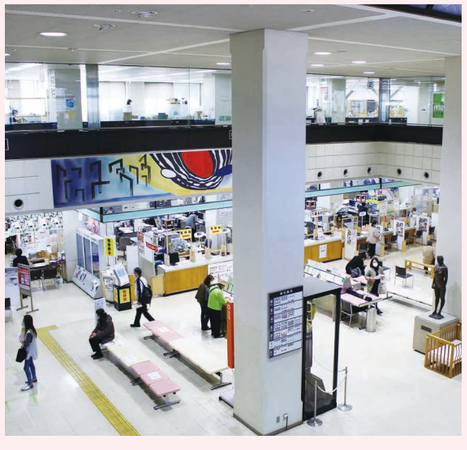
デジタル技術の普及により行政の業務や手続を効率化して国民生活の利便性を向上させることは大切なことであり、否定するつもりはない。しかしながら、本議案は個人情報保護法が改正されたことによるもので、法改正と一体で提案されたデジタル改革関連法は、国や自治体の持つ個人情報を民間企業に開放しようとするものであり、プライバシーの侵害につながるおそれがあることから本議案に反対。